橘処理センター維持管理情報

平成24年4月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

<u> </u>	<u>'—⁄7</u>	<u> クイパー </u>	
項目	対象	種類	数量 (t)
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	_
	2号炉	可燃性混合廃棄物	4, 507. 23
	3号炉	可燃性混合廃棄物	417. 23

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ^{※1}に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		平成24年4月1日 ~ 平成24年4月30日		
次 日	対象	測定を行った位置	測定の結果 ^{※2}	基準値	
燃焼室中の燃焼ガスの温度(℃)	1号炉 2号炉 3号炉	一 炉出口 炉出口	停止中 867 866	800℃以上	
集じん器に流入する ^{※3} 燃焼ガスの温度 (℃)	1号炉 2号炉 3号炉	ー 集じん器入口 集じん器入口	停止中 225 226	おおむね 200℃以下	
煙突から排出される排ガス中の 一酸化炭素の濃度(ppm)	1号炉 2号炉 3号炉	ー 集じん器出口 集じん器出口	停止中 14.1 20.9	100ppm以下	

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日		
冷却設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉 2号炉 3号炉	平成24年3月に実施済みのため4月は未実施 運転中のため未実施 平成24年4月9~12日		
排ガス処理設備にたい積した ばいじんの除去	1号炉 2号炉 3号炉	平成24年4月3 - 12日 平成24年3月に実施済みのため4月は未実施 運転中のため未実施 平成24年4月9~12日		
	3 5 77	一		

廃棄物処理法施行担則

無四条の五の一第一号ニに係る項目

<u>廃棄物処埋法施行規則第四条の五の</u>) <u>—</u> 弗一	<u> </u>				
		測定に係る排ガスを 採取した年月日		測定の結果の 得られた年月日		
	1号炉	4月分測定なし(ダイオキシン類年2回測定) (ダイオキシン類以外年6回測	4月分測定なし(ダイン (ダイン		オキシン類年2回測定) オキシン類以外年6回測定)	
項目	2号炉	平成24年4月13日 (ダイオキシン類以外) 平成24年4月23日		平成24年4月23日(ダイオキシン類以外)	
	3号炉	4月分測定なし(ダイオキシン類年2回測定) (ダイオキシン類以外年6回測定)			分測定なし(ダイオキシン類年2回測定) (ダイオキシン類以外年6回測定)	
	対象	測定に係る排ガスを 採取した位置	測定の結果		基準値	
	1号炉	-	4月分測定なし			
煙突から排出される排ガス中の ダイオキシン類の濃度(ng-TEQ/m³N)	2号炉	-	11		1. Ong-TEQ/m ³ N	
	3号炉	-		IJ		
硫黄酸化物濃度(ppm) 【硫黄酸化物排出量(m ³ N/h)】	1号炉	-	11		-	
	2号炉	集じん器出口	1.0未満【0.036未満】		[42.15m ³ N/h]	
	3号炉	-	4.	月分測定なし	[42.15m N/N]	
ばいじん濃度 (g/m³N) (O ₂ 12%換算)	1号炉	-		IJ		
	2号炉	集じん器出口	0.0010未満		$0.04 { m g/m}^3 { m N}$	
	3号炉	_	4月分測定なし			
塩化水素濃度 (mg/m³N) (O ₂ 1 2 %換算)	1号炉			JJ		
	2号炉	集じん器出口		3. 2	$550 \mathrm{mg/m}^3 \mathrm{N}$	
	3号炉	-	4,	月分測定なし		
窒素酸化物濃度 (ppm) (O ₂ 12%換算)	1号炉			II .	300ppm	
	2号炉	集じん器出口		40		
	3号炉	_	4,	月分測定なし		

- ※1 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。
- ※2 測定の結果については、月の平均値とする。
- ※3 集じん器に流入する燃焼ガスの温度は、集じん器の性能上の理由から 2 3 0 $^{\circ}$ Cに設定。 (煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度は、平成22年度公表値0.0011ng-TEQ/m³N)